

社会福祉法人清風会  
特別養護老人ホーム東かなまち桜園

介護職員等特定処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1. 対象者の選定

①経験・技能のある介護職員

10年以上の介護経験者（他施設での経験を含む）で、介護福祉士の資格を有する職員であること

②その他の介護職員

上記①以外の介護職員

③介護職員以外の職員

介護職員以外の職員で、年収440万円未満であること。

2. 給与改善額

①正規職員には特定処遇改善手当として毎月の給与で改善する

対 象 者	給与改善額（月額）
①経験・技能のある介護職員	18,000円
②その他の介護職員	8,000円
③介護職員以外の職員	4,000円

②非常勤職員には特定処遇改善手当として下記の金額を時給に加算して改善する

対 象 者	給与改善額（時給）
①経験・技能のある介護職員	105円
②その他の介護職員	47円
③介護職員以外の職員	24円

3. 給与改善の期間

令和5年4月から令和6年3月まで

以上